

のと道の駅グリーンステーション事業プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、のと道の駅グリーンステーション事業の実施に当たり、企画提案方式（以下、「プロポーザル」という。）により「事業実施候補者」（以下、「候補者」という。）を特定するため、必要な事項を定めるものである。

2. プロポーザルにより候補者を特定する理由

専門知識と経験を有する事業者からの企画提案により、提案内容を評価した上で候補者を特定することが重要であるため。

3. プロポーザルの参加方法

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、別に定める「のと道の駅グリーンステーション事業プロポーザル募集要領」に基づき、参加手続きを行うものとする。

4. 企画提案の選考審査

企画提案の選考審査は、別に設置する「のと道の駅グリーンステーション事業者選考審査委員会」（以下、「委員会」という。）において行うこととする。

なお、応募者が多い時は、提出された企画提案書について、石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課内に設置する事務局（以下、「事務局」という。）において事前審査を行い、優良提案を5件程度選考するものとする。

5. その他

この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この要領は、令和7年7月7日から施行する。